

第2章 パレスチナとイスラエル

立山 良司

はじめに

本章ではパレスチナとイスラエルの今後について検討する。イスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）との間で1993年にオスロ合意（正式名称は「暫定自治に関する諸原則の宣言」）が結ばれてから、すでに22年近くが経つ。この間、イスラエルとパレスチナ¹の間では断続的に和平交渉が行われてきたが、まったく成果を生んでいない。むしろ2008年以来、ガザ地区を拠点とするハマースなどのパレスチナ側勢力とイスラエルとの間で3回の武力衝突が発生するなど、対立的な側面が強まっている。

以下ではこうした現状が今後の両者関係、さらにそれぞれの政治や社会にどのような影響を及ぼすかを検討する。1節では和平プロセスの将来に関し、和平交渉、さらに二国家解決案自体への不信感が増大している問題、およびイスラエル支配地域でのユダヤ人とパレスチナ・アラブ人との人口構成の変化の予測を検討する。2節ではイスラエルにとっての問題、すなわち超正統派ユダヤ教徒の人口増大が持つ政治的意味合い、イスラエルの右傾化と米国ユダヤ社会との関係、およびヨーロッパでのイスラエル批判と入植地製品ボイコットなどのBDS（Boycott, Divestment and Sanction）運動の高まりに言及する。3節ではパレスチナの将来に関係する点として、ファタハとハマースの対立継続と後継者問題、国際条約への加盟などパレスチナ側による国際社会への働きかけの強化、および東エルサレムとガザ地区におけるパレスチナ人社会の問題を取り上げる。

1. 中東和平プロセスの今後

(1) 強まる和平プロセスへの不信感

和平交渉の行き詰まりはイスラエル、パレスチナ双方における和平プロセス自体、特に二国家解決案への不信感を増大させている。例えばパレスチナ側で行われた世論調査によれば、二国家解決案に対する支持は依然として50%を上回っている。しかし、二国家解決案がまだ実現可能だと考えている回答者は30～40%に留まっており、60%前後は実現不可能とみている（表1、2）。

他方、イスラエル側の調査でも、第2次インティファダが勃発した2000年以降、パレスチナとの交渉は和平をもたらさないと考えているイスラエル人が60～70%と高い水準で推移しており、肯定的な見方を大幅に上回っている（図1）。

表1 「二国家解決案を支持するか？」

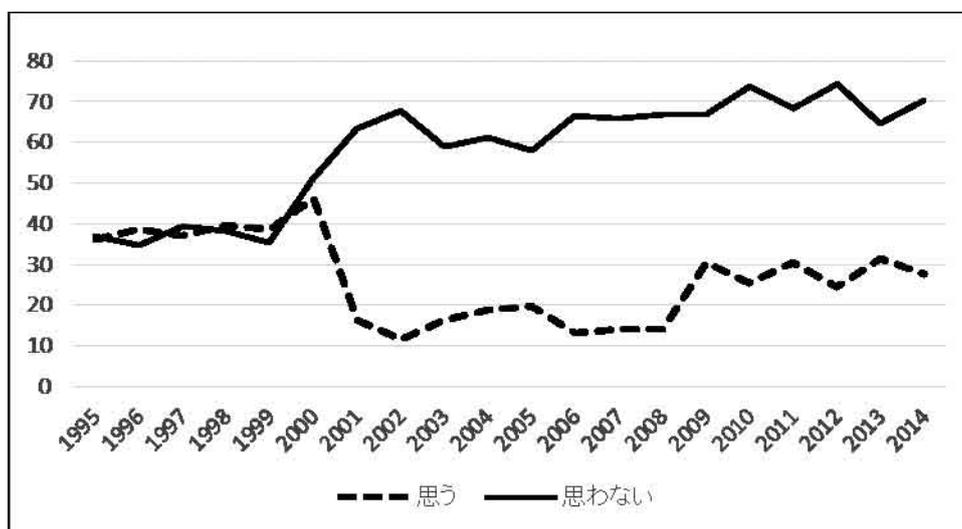
	2012.3	2013.3	2014.6	2014.9
支持	35.7	54.5	53.8	52.6
反対	61.0	44.2	45.8	46.1

表2 「二国家解決案はまだ実現可能か？」

	2012.3	2013.3	2014.6	2014.9
もはや不可能	57.8	56.0	60.6	60.1
まだ可能	37.0	41.1	36.9	36.4

(出所) Palestinian Center for Policy and Survey Research [http://www.pcpsr.org/en/about-psr-page].

図1 「パレスチナとの交渉は和平をもたらすと思うか？」



(出所) Peace Index (毎年5月か6月実施のデータによる) [http://en.idi.org.il/tools-and-data/guttman-center-for-surveys/the-peace-index/].

パレスチナ、イスラエル双方で不信が増大している背景には、それぞれに理由がある。パレスチナ側の場合、20年以上に及ぶ和平プロセスそのものが何ら成果をもたらさず、「安全フェンス」(パレスチナ側の呼称は「隔離壁」)の建設や移動の制限、ヨルダン川西岸とガザ地区の分離など、一般のパレスチナ人を取り巻く状況はむしろ悪化している。さらに入植者が著しく増加している。イスラエル中央統計局のデータによれば、西岸の入植者数は1993年の11万人が2013年には35万6500人と3倍以上になっており、イスラエルの平和団体「ピースナウ」の推定では2014年9月現在38万人に達している。同じ1993 - 2013年の間、イスラエル全体でのユダヤ人人口は41%しか増加しておらず、入植者人口の増加率がいかに高いかがわかる。1994 - 2013年の年平均増加率5.5%とい

う増加傾向が今後も続けば、20年後の2033年の入植者は98万6000人に達する。

他方、イスラエルから見れば、やはりパレスチナ側による暴力（テロ）が収まるどころかむしろ拡大していることが、不信感を増大させる背景になっている。特にガザからの撤退がハマースなどによるロケット攻撃につながったことは、西岸からの撤退論を弱め、右派政党台頭の一因となっている。

和平プロセスへの強い不信感が双方に存在する以上、当事者による直接交渉で二国家解決案を実現するというオスロ和平プロセスの枠組みが近い将来、何らかの成果をもたらす可能性は極めて低いのではないだろうか。3のパレスチナの項で述べるように、すでにパレスチナ指導部は国際社会への直接的な働きかけという新しいアプローチを模索しているように思われる。

（2）人口構成の予測

将来にわたって二国家解決案が実現しない場合、イスラエル、パレスチナ双方にとり最も重大な関心事項のひとつは、現在のイスラエル支配地域内でユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の人口比がどのように推移するかである。さまざまな人口予測があるが、そのほとんどはきわめて近い将来、パレスチナ人人口（イスラエル国籍保有者と西岸、ガザのパレスチナ人住民の合計）がユダヤ人人口を上回ると推定している。一例は表3のとおりであり、これによれば2010年代末か2020年代初めにはユダヤ人は少数派に転落すると予想できる。もちろん1990年代に旧ソ連圏から多数のユダヤ人がイスラエルに移民したような状況が再現されれば、趨勢は変化する。しかし将来、人口動態を変えるような移民が流入する可能性はほとんどない。

表3 イスラエル支配地域内での人口の推移（予測、単位：1000人）

	2010	2015	2025	2035
ユダヤ人	6121.3	6633.7	7676	8781
パレスチナ人	5622.2	6437.6	7938	9666
イスラエル国籍のパレスチナ人	1573.8	1755.1	2169	2615
西岸、ガザのパレスチナ人*	4048.4	4682.5	5769	7051

*東エルサレムを含む。

（出所）ユダヤ人人口およびイスラエル国籍を持つパレスチナ人は The Central Bureau of Statistics, Israel, *Projections of Israel Population until 2035*, June 2013 の中位予想。西岸、ガザのパレスチナ人人口（東エルサレムを含む）は ESCWA, *The Demographic Profile of Palestine* による。

近い将来、パレスチナ人人口がユダヤ人人口を上回るという人口予測が、一国家解決案に対するパレスチナ側の支持や期待を膨らましていることは間違いない。他方、イス

ラエル側ではこの予測を根拠に、被占領地からの（一方的）撤退や二国家解決案の早期実現を主張する声が左派を中心に存在している。しかし、イスラエル社会全体が右傾化を強める中で、撤退支持派はイスラエル内で少数派に留まっている。

では被占領地からの撤退に反対ないし消極的な大イスラエル主義勢力は、いずれユダヤ人が少数派に転落すると推定される状況をどのように考えているのだろうか。現在二つの「解決策」が提示されている。第1は宗教シオニスト政党「ユダヤの家」の党首ナフタリ・ベネットが提唱しているもので、①C地域（面積で西岸全域の約60%）はイスラエルに併合し、パレスチナ住民にはイスラエル国籍を付与、②AとB地域ではパレスチナ自治政府（PA）が自治を継続するとの案である²。第2は世俗右派政党「イスラエル我が家」が以前から提唱しているもので、西岸の入植者人口の多い地域はイスラエルに併合し、他方でイスラエル国内のパレスチナ人人口稠密地域は将来のパレスチナ国家に移譲するとの考えだが、どの程度の土地をスワップするかは定かではない。いずれにせよ両案とも、「東エルサレムを首都とするパレスチナ国家を西岸、ガザに樹立する」とのパレスチナ側の主張とは大きくかけ離れており、実現の可能性はほとんどない。その意味で大イスラエル主義勢力も実際的な解決策を持たないまま、土地保有だけを絶対視するイデオロギー優先の思考停止状態に陥っているといえる。

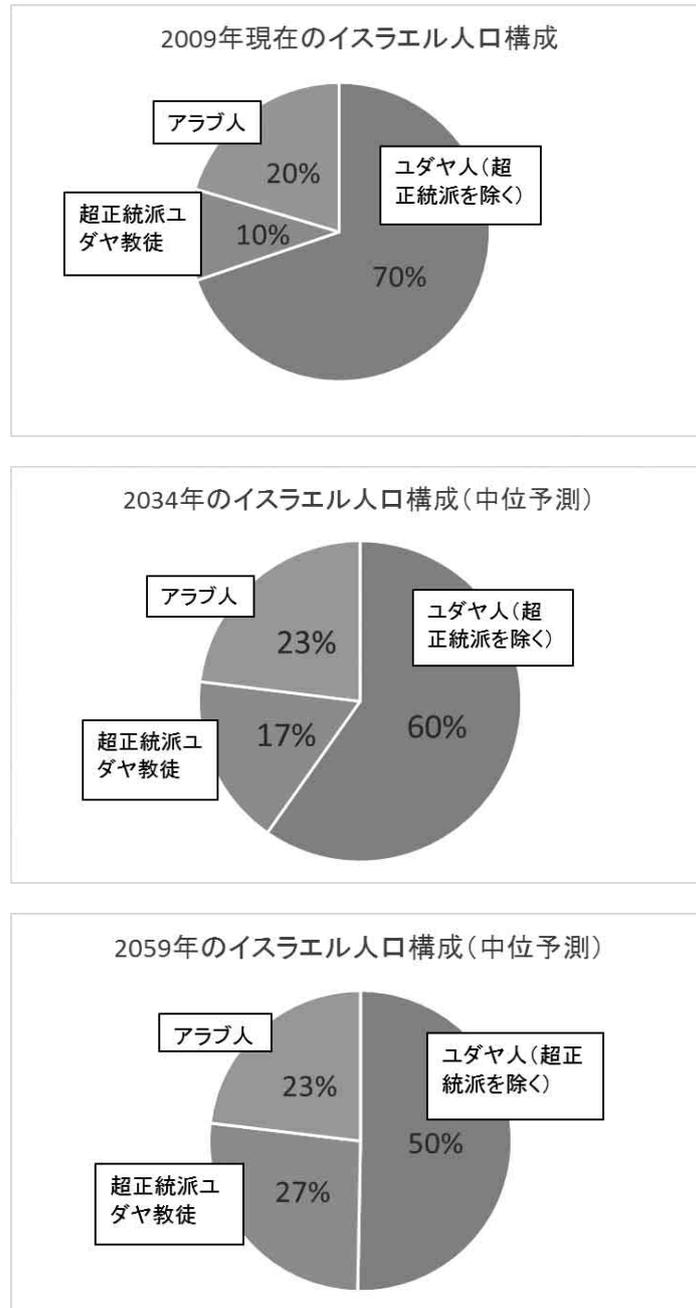
2. イスラエル

(1) イスラエル・ユダヤ社会の人口構成の変化

イスラエル国内での人口動態で注目すべき点の一つは、子沢山で人口増加率が極めて高い超正統派ユダヤ教徒（ハレディーム）の人口割合が増え続けると予想されることである。イスラエル中央統計局は2012年に2059年までの人口予測を発表している³。その中位予想によると、イスラエル国籍を持つパレスチナ・アラブ人を含むイスラエルの全人口に占める超正統派の割合は2009年に10%だったが、2034年には17%、2059年には27%と確実に増大する（図2）。またユダヤ人に占める超正統派の割合は2009年には12%だったが、同じ中位予測で2034年には22%、2059年には35%にまで増大する。つまり3人に一人は超正統派になる見込みだ。

他方、イスラエル国籍を持つパレスチナ・アラブ人の人口も増加すると予想されているが、全人口に占める割合はそれほど増えない。2009年が20%だったのに対し、やはり中位予想で2034年、2059年とも23%と推定されている。だが、全人口に対する超正統派とパレスチナ・アラブ人の合計の割合は、2009年の30%から2035年には40%、2059年には50%、つまり半数になると予想されている。

図2 イスラエル人口構成



もちろん予想が正しいとは限らないが、イスラエルの人口構成がイスラエル中央統計局の推定に近い形で推移するとすれば、イスラエル社会は2030年代半ば以降大きな変貌を遂げることになる。特に超正統派の人口増は第1にイスラエル社会の宗教的傾向に拍車をかけ、聖と俗の対立をいっそう先鋭化させる恐れがある。第2に超正統派は近年、シオニズムを受け入れる傾向にあり、一部は過激なナショナリズムに傾倒している⁴。また、低所得者層が多い超正統派のなかには、さまざまな補助金の恩恵で割安な入植地内の居住を選択する者が増えている。こうしたことからイスラエル人口に超正統派が占め

る割合が増えることは、イスラエル政治の右傾化傾向をさらに促進する可能性がある。

(2) 米国ユダヤ社会との関係

イスラエル社会の右傾化や宗教色の強まり、さらに宗教ナショナリズムの台頭は、将来、米国ユダヤ社会との関係にも変化をもたらすかもしれない。米国ユダヤ社会主流派は、占領政策を含むイスラエル政府の姿勢をほぼ全面的かつ無批判に支持してきた。しかし近年、米国ユダヤ社会の中にも、イスラエルの占領政策や軍事行動を公然と批判する声が出てきている。そうした批判の声を代表しているのが、2008年に結成されたイスラエル・ロビー団体J Streetである。J Streetの影響力は依然としてAIPAC（米国イスラエル公共問題委員会）に比肩できないが、それでもJ Streetから政治献金を受け取る議員は確実に増加している⁵。また、2013年末から2014年初めにかけてAIPACの強い働きかけにも拘らず、米議会が対イラン追加制裁法案の成立を見送った背景には、J Streetのロビー活動があったといわれている。

各種意識調査結果も、若い米国ユダヤ人は旧世代に比べてイスラエルに対し距離を置き、より批判的であることを示している。旧世代はイスラエルを革新的、寛容、平和志向、民主的とみているのに対し、若い世代はイスラエルを第1・2次レバノン戦争や第1・2次インティファダなどを通してみている。またホロコーストの記憶が残る旧世代は、イスラエルを米国で反ユダヤ主義が高まった際の「最後の避難場所」ととらえている。他方、若い世代は米国における自分たちの安全に確信を持っており、イスラエルを「最後の避難場所」とは考えていない。

イスラエルと米国ユダヤ社会との意見の相違がより明確になったのは、「基本法：イスラエル—ユダヤ民族国家」制定に関する動きだった⁶。米国ユダヤ社会では同法制定に反対する動きが強まり、反誹謗同盟（ADL）や米国ユダヤ委員会（AJC）など主要ユダヤ団体もイスラエルの民主主義原則を危うくすると批判声明を出し、イスラエルのユダヤ社会と米国のユダヤ社会の間に価値観をめぐり対立があることを露呈した。

かつてであれば両社会とも、「ユダヤ国家」と民主主義の両立は自明であると考え信じていた。しかし、中東和平プロセスの破綻と占領の長期化、宗教シオニズムの台頭などを背景に、イスラエル社会は右傾化を強めている。他方、米国ユダヤ社会の多数派は現在でも世俗的傾向が強く、リベラルで多元的な民主主義の価値を重視している。その意味でユダヤ民族国家法案をめぐる議論は、「ユダヤ性」のあり方に関しイスラエルと米国の両方のユダヤ社会が異なる方向に歩んでいることを示唆しており、両者の関係に変化が生じることが考えられる。

(3) ヨーロッパにおけるイスラエル批判の高まりと BDS 運動

近年、パレスチナ問題をめぐり西欧諸国で対イスラエル批判とパレスチナ支持の動きが強まっている。2014年の事例だけをあげても、スウェーデン政府が10月にパレスチナ国家を承認した。また英国、スペイン、フランス、アイルランドの各国議会が相次いでそれぞれの政府に対し、パレスチナ国家を承認するよう求める決議を採択した。欧州議会も12月にパレスチナ国家承認を支持する決議を可決した。これら一連の動きはイスラエルにとって大きな外交的失敗だった。また12月末、国連安保理は2017年までにイスラエル占領の終了を求める決議案を否決したが、フランスとルクセンブルグは決議案に賛成した。

背景にあるのは和平交渉に対するイスラエルの消極姿勢に西欧諸国が苛立ちを強めていることだ。特にヨーロッパ連合(EU)はイスラエルの入植政策への批判を強めており、2014年1月には、入植地を活動拠点としているイスラエルの団体(地方行政体などを含む)を共同研究の助成対象から排除するガイドラインを導入した。さらにEU加盟国のうち17か国政府は自国企業に対し、国際法に違反している入植地との取引や投資は法的、経済的なリスクが発生する恐れがあるとの警告を出している。

こうした入植活動批判は、入植地で経済活動を行っているイスラエルや外国企業に対するボイコットや投資の制限・引き揚げを呼びかける運動拡大の背景にもなっている。BDS(Boycott, Divestment and Sanction)と呼ばれるこの運動は、2005年にパレスチナ人組織の呼びかけで始まった。当初はあまり支持が広がらなかったが、ここ数年の間にEU諸国などで急速に拡大している。2014年の事例だけでも、オランダの最大年金基金PGGMがイスラエルの5銀行からの資金引き揚げを決定、デンマークのダンスケ銀行がイスラエルのハポアリーム銀行への投資停止を決定、ノルウェー財務省がイスラエル企業2社を同国政府年金基金の投資対象から除外した例などがある。

入植地やガザ問題に関係する欧州での対イスラエル批判の高まりは、BDSの呼びかけや議会でのパレスチナ国家承認決議に見られるように市民運動に後押しされている側面が強く、草の根的な広がりを持っている。それだけに欧州諸国とイスラエルの関係は今後、緊張をはらんだものになる公算が強い。

3. パレスチナ

(1) パレスチナ内部対立と後継者問題

長年続いているファタハとハマースの対立は依然として解消していない。米国主導による和平交渉が崩壊した2014年4月下旬、両派を含むパレスチナ各派は和解に合意した。合意には①アッバスを大統領とし、ハマースが参加した統一自治政府を5週間以内に樹立、②6か月以内に自治政府の国会に当たる立法評議会選挙を実施、③双方が拘束して

いる相手側メンバーの釈放、④これまでの和解合意の履行などが盛り込まれていた。この合意に基づき、両派は同年6月、7年ぶりにテクノクラート中心の統一政府を樹立した。

7月から8月のガザをめぐる軍事衝突を受け、統一政府は国際社会からの支援の受け皿となり、ガザの再建・復興の主体と位置付けられた。また境界の監視など治安面でも中心的な役割を果たすことが期待された。実際、10月初めには統一政府の閣議がガザで初めて開催され、その直後にカイロで開かれたドナー会合では57億ドルの支援が約束された。しかしこれ以降、統一政府はまったく機能しておらず、ガザ復興も立法評議会選挙も手付かずのままになっている。

対立が解消しない最大の要因は、ファタハ・ハマース間にある非常に根深い不信感と権力闘争である。特にそれぞれが有している治安機関の統合や権限分掌、給与を含む予算配分などをめぐる対立が、統一政府の活動を妨げる結果となった。加えてイスラエルはもちろんのこと、カルテットをはじめとする主要なドナーがハマースに対する排除政策を変えていないことも、対立を解消できない要因となっている。そのため近い将来、両派が対立を克服する可能性は少なく、ガザ復興も進展しないことが予想される。

またアッバスの後継者問題がある。アッバスは2015年には80歳に達する高齢である。健康上の問題は特段報じられていないが、2014年12月には脳卒中で倒れたとの噂が流れ、それを否定するため本人がわざわざラマッラーのスーパーマーケットに姿を見せたほどだった。その一方で、アッバス自身は後継者を育成するどころか、むしろその芽を摘むような行動をとってきた。報道では後継者になる可能性がある者として、数人のファタハ幹部の名前があがっている。しかし、いずれも政治基盤が弱く対外的な知名度も低い。それ故、「アッバス後」がどうなるかは、ファタハだけでなくパレスチナ社会全体、さらにアッバス体制を支えてきた国際社会にとっても重大な関心事項である。

(2) パレスチナの国際社会への働きかけ

和平交渉が行き詰まるなか、パレスチナ側による国際社会への働きかけが目立っている。パレスチナは2012年11月の国連総会決議でオブザーバー国の地位を付与されている。同決議は領土に関しても、「1967年以来占領されているパレスチナの領土」という表現を用い、東エルサレムを含む西岸とガザでパレスチナ人がパレスチナ独立国を樹立する権利を確認している。パレスチナはユネスコにも加盟しており、2014年にはエルサレム近郊のバティール村が世界遺産に登録された。さらに同村は「安全フェンス」のルートになっていることから、建設工事で景観や灌漑システムが破壊される恐れがあるとして危機遺産リストにも加えられた。

さらにパレスチナは国際条約への加盟の動きを加速させている。2014年4月に「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第4条約）」など15の国際条約への加盟

を申請し、2015年1月には国際刑事裁判所（ICC）設立条約を含む約20の国際条約への加盟を申請した。ICCへの加盟が認められた場合、パレスチナは被占領地におけるイスラエルの入植活動や軍事行動を提訴できる立場になる。もちろんICCへの提訴が自動的にイスラエルにとって不利な結果を引き出すという保証はない。しかし、国際社会におけるイスラエルの立場をいっそう悪化させるだろう。

パレスチナによる国際条約などへの加盟の動きは、イスラエルによる報復措置や米国からの援助削減といったリスクを伴っている。また、パレスチナ自治政府の地位や権限、さらに東エルサレムを含む西岸とガザが占領下にあるという現実に変化が生じるわけではない。それでもアッバスら指導部が加盟の動きを加速させているのは、和平交渉が進展しない中でイスラエルや米国への圧力を強めるとともに、状況を国際化することによって何らかの突破口を探っているのであろう。こうした国際化の動きは長期的に見ると、和平交渉を通じて独立を達成するというオスロ合意以来の基本的な交渉枠組みからの離脱を含意している。パレスチナ指導部が現時点でオスロ和平プロセスからの離脱を目指しているとは思えないが、国際条約・機関への加盟や提訴などが具体化していけば、当事者同士の交渉による紛争解決という枠組みが構造的に変化する可能性がある。

（3）懸念される東エルサレムとガザの状況

和平プロセスの進展やファタハとハマースの和解がほとんど期待できない中で、東エルサレムとガザの状況はいっそうセンシティブな問題に発展する危険をはらんでいる。東エルサレムやガザをめぐる暴力や軍事行動が拡大すれば、イスラエル、パレスチナ双方にとってだけでなく、地域的にも国際的にも重大な意味を持つ。

東エルサレムでは2014年夏のガザをめぐる軍事衝突前後から、パレスチナ側によるテロ事件が相次いだ。その多くは東エルサレムで発生しているが、11月には西エルサレムのシナゴグが襲撃される事件があった。東エルサレムの治安状況の悪化の背景には、三つの要因が指摘できる。第1は1967年の占領以降、連綿と続いている入植活動である。現在、東エルサレムには約22万人のユダヤ人入植者が住んでいるが、その数は増加し続けている。特にユダヤ教宗教右派による旧市街地内やその周辺での入植活動、イスラエル政府やエルサレム市当局による一方的なゾーニングや公園建設は、パレスチナ人家屋の破壊を伴うケースも多く、パレスチナ側は反発を強めている。

第2はいうまでもなくハラム・アッシャリーフ（神殿の丘）をめぐる問題である。67年以降、イスラエル政府やチーフ・ラビ（ラビ長）は宗教的、政治的理由からユダヤ人のハラム・アッシャリーフへの入域を制限してきた。しかし近年、ハラム・アッシャリーフで祈る権利を主張するユダヤ教宗教右派の声が強まっており、中には祈りを強行しようとする者もいる。緊張の高まりに対しイスラエルは、金曜礼拝時に一定年齢以下のパ

レスチナ人イスラーム教徒の旧市街地への入域を禁止する措置を繰り返している。このこともまたパレスチナ側の不満を強める一因となっている。

第3は東エルサレムのパレスチナ人社会が孤立し、見放されたとの意識を強めていることだ。東エルサレムのパレスチナ人社会は、かつて西岸、ガザ全域のパレスチナ人社会の中心の役割を果たしてきた。自治開始後も PLO は東エルサレムで一定の活動を行っていた。しかし第2次インティファダを契機に、イスラエルは東エルサレムでの PLO や自治政府の活動を全面的に禁止した。また「安全フェンス」の建設と移動制限の結果、東エルサレムのパレスチナ人社会は他のパレスチナ人社会との関係をほとんど断たれてしまった。法的に言えば、東エルサレムのパレスチナ人はエルサレム市民としての地位を有しており⁷、現に税金などはイスラエル側に支払っている。しかし彼らがイスラエル側から受けることができる行政サービスや法的保護は限られている。他方で自治政府の権限は東エルサレムにはまったく及んでおらず、自治政府を通じた国際社会からの援助も供与されていない。

こうした要因を背景に、東エルサレムのパレスチナ人は不満を募らせており、「ローン・ウルフ」的な暴力行為が増大している。東エルサレムの問題は国際的なインパクトが大きいだけに、今後の推移に十分注意する必要がある。

ガザ問題も同様である。2014年の軍事衝突後、封鎖解除の可能性が幾分検討されたが、実現の方向にはまったく進んでいない。180万人が「世界最大の刑務所」と揶揄される場所に閉じ込められ、経済開発はおろか、外で教育や就労する権利や可能性すら否定されており、まさに時限爆弾を抱えているといっても過言ではない。武力衝突が繰り返し起こることが懸念されるとともに、イスラーム過激主義が拡大する危険もある。

4. 政策提言：日本として取り組むべき点

以上の分析を踏まえ、日本としては次のような点を十分に留意した政策を行うべきであろう。

- ① イスラエル・パレスチナ間の交渉による和平達成はますます困難になっているが、他方で二国家解決案のほかには有効な選択肢はない。この点を強調し、双方に和平達成を呼びかける。
- ② 特にイスラエル側に対しては人口動態面で近い将来、少数派に転落するリスクがあることを強調し、譲歩するよう促す。
- ③ 入植活動への批判、特に BDS 運動が拡大する傾向にあること、さらに ICC 加盟に関係し入植活動も提訴対象になる可能性があることを踏まえ、イスラエルに対し繰り返し入植活動停止を申し入れる。
- ④ パレスチナに対しては内部対立を克服するよう強く求める。内部対立解消へのパ

レスチナ側の意欲が不十分であるならば、日本を含む国際社会の援助は選択的、制限的にならざるを得ないことを伝える。

- ⑤ ハマースを孤立、封じ込める政策はすでに破綻していることを改めて認識し、ハマースを和平プロセスに取り込むための働きかけを行う。
- ⑥ 日本は2012年11月の国連総会におけるパレスチナへのオブザーバー国の地位付与決議に賛成をしている。よって日本はパレスチナによる国際条約などへの加盟の動きを支持するとともに、イスラエルに対し報復措置を控えるよう申し入れる。
- ⑦ 東エルサレムのパレスチナ人社会の健全な発展は二国家解決案実現にとり不可欠の要素である。それ故、東エルサレムのパレスチナ人社会の健全な発展のための支援を他のドナーと協調して行うとともに、支援が可能となる方策をイスラエル、パレスチナ双方と協議する⁸。
- ⑧ ガザ封鎖解除と復興の可能性を引き続き探究する。この点に関してはエジプト政府への働きかけも重要である。

— 注 —

- 1 パレスチナ側の当事者は正式にはPLOだが、人的にはパレスチナ自治政府（PA）とほとんど重複している。なお、2012年11月の国連総会決議で国連オブザーバー国の地位を付与されて以降は、単に「パレスチナ」と表記されることも多い。
- 2 ヨルダン川西岸は管轄によって現在、治安権限を含めPAが管轄しているA地域、民生事項はPAの管轄だが、治安権限はイスラエル軍にあるB地域、民生・治安いづれもイスラエル軍が管轄しているC地域の3地域に分かれており、PAの権限はC地域にはまったく及んでいない。
- 3 Central Bureau of Statistics, Israel, *Long-Range Population Projections for Israel: 2009–2059*, March 2012.
- 4 超正統派は元来、ユダヤ教徒が離散状態にあるのは神の計画によるものであり、人為的に「イスラエルの地（Eretz Israel）」へ移民しユダヤ国家を作ることは神に対する冒瀆であるとして、シオニズムに反対してきた。しかし、アジア・アフリカ系超正統派政党シャス³が2010年に世界シオニスト機構（WZO）に加盟したように、超正統派の間でもシオニズムを受け入れる傾向が強まっている。また超正統派男性全員に兵役義務を課す法律の導入とは別に、自ら戦闘職種を志願して兵役に従事する超正統派のイシュバ（ユダヤ教神学校）学生が増えている。
- 5 J Street は傘下に政治活動委員会（PAC）を擁しており、政治家への政治献金を直接行うことができる。
- 6 法案はイスラエルをユダヤ人の民族国家であると規定するものだが、民主主義や平等の原則を法案に盛り込むか否か、盛り込むとすればどのような規定にするかについて異なる案が出され、大きな政治的イシューとなった。このため連立与党間でも合意ができず、2014年12月の連立政権崩壊、国会解散の直接の原因となった。
- 7 申請し許可されれば、東エルサレムのパレスチナ人住民はイスラエル国籍を取得できるが、国籍取得者は30万人中12%しかいない。
- 8 日本は東エルサレムのパレスチナ人コミュニティーに対し草の根無償による支援は行っている。

